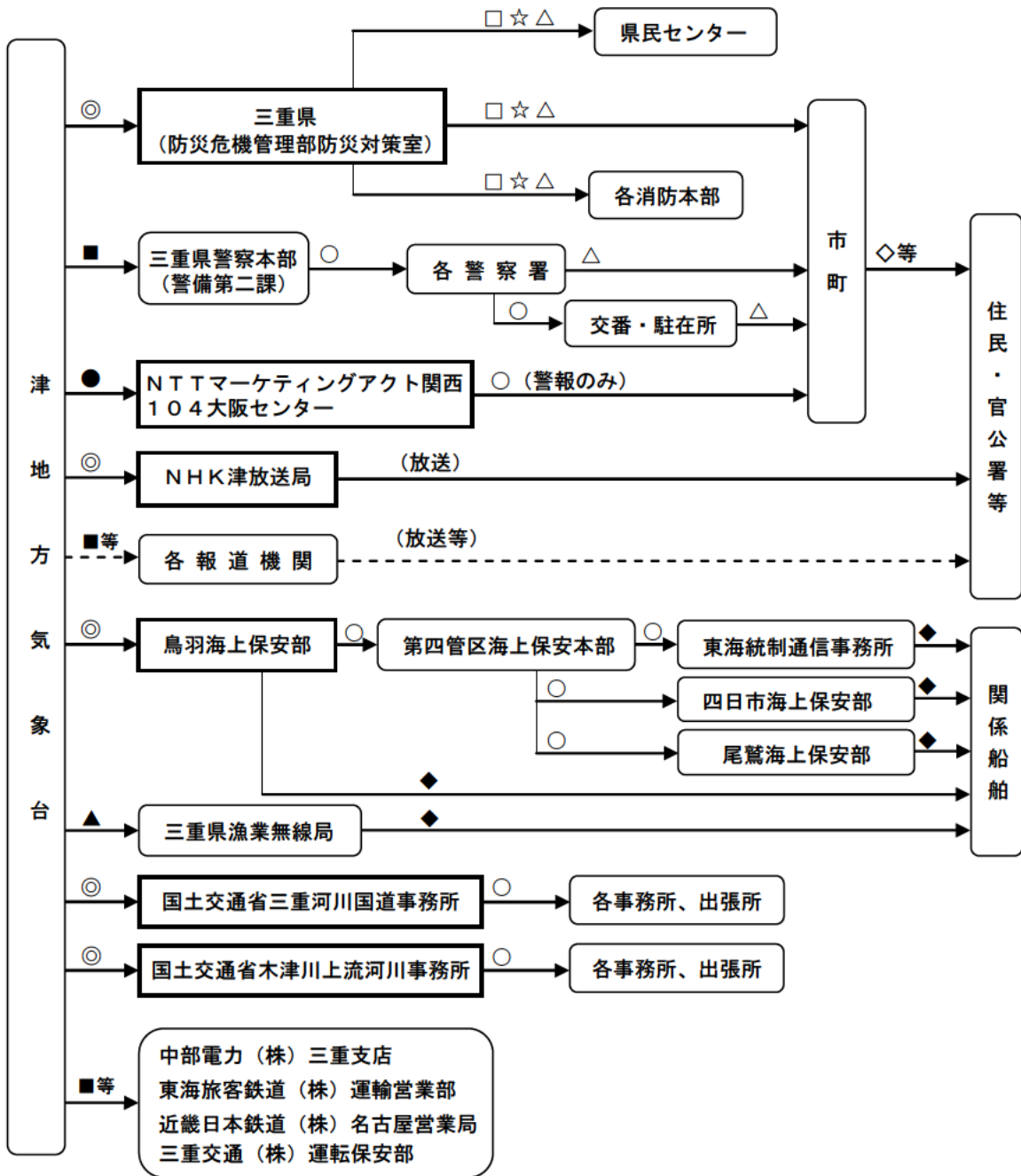


気象・洪水・高潮・波浪に関する警報の伝達系統図



凡 例	
	気象業務法第15条の法令による警報事項の通知機関
	気象業務法第15条の法令による通知系統
	気象業務法第13条の法令による周知系統
	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災行政無線
◇	市町防災行政無線
☆	三重県の一斉優先FAX(Fネット)
◆	無線
▲	気象庁本庁加入電話回線